

## 人権啓発・男女共同参画特別委員会設置に関する決議

次の人権啓発・男女共同参画特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 人権啓発・男女共同参画特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法 112 条及び会議規則第 14 条
3. 目 的 議会全体の人権意識や男女共生の推進を図ることを目的として
4. 委員の定数 9 人